

令和5年度茨城町事業継続緊急給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて業績が悪化したことにより、継続的な事業運営が困難となっている町内の中小企業者又は個人事業主のみなさまに、事業全般に広く使える給付金を支給します。

○給付金額

一律 10万円（※申請期間内の給付金の支給は1事業者につき1回限りです。）

○支給対象

- ① 町内に本社又は事業所を置く中小企業者等又は町内に住所を有する個人事業主であること。
- ② 令和5年1月～12月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月の売上と比較して20%以上減少していること。
または、令和5年分の経常利益（事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額）が、前年又は前々年の同年分の経常利益と比較して10%減少していること。
- ③ 令和4年1月以降に開業（事業継承、法人化及び茨城町外から茨城町への移転開業を含む。）した者にあつては、開業した月から令和4年12月までの月平均の売上と、令和5年1月から12月でのいずれかの月の売上と比較して20%以上減少した月があること。
- ④ 令和4年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有すること。
- ⑤ 本給付金の申請日までに到来した納期限の町税を完納していること。
- ⑥ 茨城町暴力団排除条例に定める暴力団等でないこと。
- ⑦ 大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、又は役員のうち2分の1以上を占めていないこと。



○新規開業特例

令和4年1月以降に開業した場合

開業した月から令和4年12月までの月平均の売上を、令和5年1月から12月までのいずれかの月の売上と比較して20%以上減少している場合には、支給対象となります。

(例：令和4年9月に開業した場合)

令和4年

9月	10月	11月	12月	月平均
100	100	100	100	100



20%以上減少している

令和5年

1月	2月	3月	4月	5月	6月
100	100	100	100	100	100
7月	8月	9月	10月	11月	12月
100	90	80	90	100	100

○申請期間

令和5年9月1日（金）から令和6年2月29日（木）まで（当日消印有効）

※予算額に達した場合は、その時点で給付金の申請受付は終了となります。

○申請方法

下記の書類を、町生活経済部商工観光課に提出してください。

○提出書類

【1】「事業継続緊急給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）

不備がある場合、給付金の入金ができませんので、記入間違いが無いよう作成してください。

【2】「誓約書兼同意書」

【3】「事業を営んでいることが確認できる書類」

（全部事項証明書、直近の確定申告書、営業許可証、事業所の賃貸契約書等の写し）

【4】「売上高等の根拠となる資料」

（決算書等の月別売上が分かる資料及び比較月の売上台帳の写し等）

【5】「申請者が指定する給付金の振込口座が確認できる書類」

【6】「納税証明書」

【7】開業時期が確認できる書類

問合せ先

茨城町生活経済部商工観光課

TEL：029-240-7124

茨城町商工会

TEL：029-292-5979